

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（354））
2. 日時：令和2年9月8日 13時30分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
津金主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 副本部長 他
13名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、7月17日、8月25日及び9月4日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【防波壁の構造についての設計方針】

- ケーソンの許容限界の見直しについて、各部材の役割に応じた許容限界を設定した場合に、津波防護施設としての性能を適切に評価できないとした考え方が明確となるよう説明すること。
- ケーソンの評価方針の見直しについて、2次元動的FEM解析に関する内容と3次元静的FEM解析に関する内容をそれぞれ説明すること。
- ケーソン内の中詰材の高圧噴射攪拌工法による改良について、同様の施工実績を説明すること。
- 多重鋼管杭式擁壁の岩盤根入れ部の水平抵抗に対する影響評価について、詳細設計段階の評価における必要性に応じて、補強対策等を実施する方針であることが明確となるよう説明すること。
- 鋼管杭式逆T擁壁の改良地盤について、役割に対する性能目標、照査項目と許容限界等を再整理して説明すること。

【防波壁の構造についての構造成立性】

- 地震時荷重が最大となる時刻における地震時荷重分布について、地震時荷重の内訳及び地震時荷重に着目した理由を説明すること。
- 鋼管杭式逆T擁壁の構造成立性におけるグラウンドアンカーの評価について、グラウンドアンカーを考慮した防波壁の滑動力・転倒力に対する評価であることが明確となるよう説明すること。
- 波返重力擁壁の地盤改良部及び輪谷部のケーソンについて、中詰材改良前の構造成立性評価を示し、中詰材改良後の評価との対比が明確となるよう説明すること。
- グラウンドアンカーの設計アンカー力について、算定根拠を説明すること。

【漂流物の影響評価の妥当性】

- 燃料等輸送船の係留評価について、係留角度を確保するために必要となる追加の係留索に対する設計方針が明確となるよう説明すること。
- 漂流防止装置の係船柱及び係船環を支持する荷揚護岸について、性能目標とする安定性確保の方針が明確となるよう説明すること。

【津波発生時の運用対応について】

- 大津波警報発令時に津波到達予想時刻の5分前に循環水ポンプを停止する運用について、津波の波源によって運用を変えないことをより明確にして説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし